

【質問・回答】

【案件名】 デジタルフルカラー複合機5台リース

Q1 契約者決定後に半導体部品不足等や社会情勢の影響による納期遅延等、不測の事態によりリース開始日4/1にまでに納品作業が間に合わなかった場合、契約者への指名停止等の処分、損害賠償請求等のペナルティーは発生せずに契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。

A1 契約規程第33条のとおり、天災その他不可抗力により遅延が生じる可能性がある場合は、直ちにその理由を示していただくことで、契約期間の変更等について協議させていただきます。なお、そのような理由での納期遅延等につきましても、損害賠償請求等のペナルティーは発生しません。

Q2 保守内容は本調達に含まない認識でよろしいでしょうか。

A2 保守については、当該リース契約に含みません。
保守に必要な契約は、別途締結を予定しております。

2024.12.18